

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ大河原店

柴田郡大河原町金ヶ瀬字薬師173番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延

仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号

3 市町村の意見の概要

- (1) 交通混雑が予想される土曜・日曜・祝日等には、駐車場入口及び周辺道路に交通整理員を配置するなど、路上駐車防止、歩行者・自転車の安全確保、車両の円滑な通行の確保に努めること。
- (2) 付近に住宅地があるので、駐車車両のエンジン停止を促す表示をするなど、適切な騒音対策を講ずること。特に夜間においては、より一層対策に努めること。
- (3) ごみの減量化とリサイクルの促進に努めるとともに、定期的に周辺の清掃活動を実施し、環境保全に努めること。
- (4) 営業時間内外を問わず、青少年の非行防止対策に十分配慮し、犯罪防止・事故防止に努められたい。特に駐車場については、青少年の溜まり場にならないよう常に巡回し、利用時間外は出入口を閉鎖するなどの対策を講ずること。また、万引き防止についても十分に対策を講ずること。
- (5) 一斉清掃やイベントなどの町及び町内会の行事等には、積極的に協力されたい。

4 地域住民等の意見の概要

意見なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大河原地方県政情報コーナー及び大河原町役場

6 縦覧期間

平成23年4月27日から平成23年5月27日まで（ただし、閉庁日を除く。）